

## 青森公立大学交流施設規程施行細則

平成 21 年 4 月 1 日  
規程第 130 号

改正 平成 31 年 3 月 規程第 26 号

### (趣旨)

第1条 この細則は、青森公立大学交流施設規程（平成 21 年規程第 129 号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間及び休館日)

第2条 交流施設の開館時間は、次のとおりとする。

施設名	開館時間
交流会館	午前 9 時から午後 9 時まで
国際交流ハウス	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、宿泊室は午後 3 時から翌日の午前 10 時までとする。

2 交流施設の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

3 理事長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、開館時間を変更し、休館日においても開館し、又は開館日においても休館することがある。

### (使用承認申請)

第3条 規程第6条第1項の規定による承認の申請は、交流施設使用承認申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の承認の申請は、使用日の12月前から7日前までに行わなければならない。ただし、申請期間を経過した場合であっても、管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認める場合には、前項に規定する期間の始期の到来前であっても、申請を優先して受け付けることがある。

### (附属設備及び備品類等の使用料)

第4条 規程別表の備考の規定による細則で定める額は、別表のとおりとする。

### (使用料の還付)

第5条 規程第7条第2項ただし書の規定による特別の理由があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる場合とし、当該場合における還付する使用料の額は、同表の右欄に定める額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

特別の理由	還付する額
(1) 使用者の責めに帰することができない 理由のある場合	使用料の全額

(2) 使用日の180日前までに第10条の規定による届出があった場合	
(3) 使用日の90日前までに第10条の規定による届出があった場合	規程別表の基本使用料（以下「基本使用料」という。）の7割に相当する額及び基本使用料以外の使用料の全額
(4) 使用日の60日前までに第10条の規定による届出があった場合	基本使用料の5割に相当する額及び基本使用料以外の使用料の全額
(5) 使用日の30日前までに第10条の規定による届出があった場合	基本使用料の3割に相当する額及び基本使用料以外の使用料の全額
(6) 使用日の7日前までに第10条の規定による届出があった場合	基本使用料以外の使用料の全額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、交流施設使用料還付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。  
 (使用料の減免)

第6条 規程第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、交流施設使用料減免申請書（様式第3号）により、理事長の承認を得なければならない。

(特別設備承認申請)

第7条 規程第10条の規定による承認の申請は、交流施設特別設備承認申請書（様式第4号）により行わなければならない。この場合においては、第3条第1項の申請と併せて行うものとする。

(使用承認書の交付及び提示義務)

第8条 理事長は、第3条第1項又は前条の規定による申請を承認したときは、交流施設使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、交流施設の使用に当たり承認書を常時携帯し、交流施設の職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用承認事項の変更)

第9条 使用者は、使用承認された事項を変更しようとするときは、交流施設使用承認変更申請書（様式第6号）により、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(使用取りやめの届出)

第10条 使用者は、交流施設の使用を取りやめようとするときは、交流施設使用取りやめ届（様式第7号）により、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

(使用承認の制限)

第11条 理事長は、交流施設の使用承認をするに当たっては、規程第2条の設置目的等を総合的に考慮して行うものとし、その使用が不適当と認められるものについては、これを拒むことができる。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) あらかじめ指定した場所以外で飲食又は喫煙をさせないこと。
- (3) 承認を受けた者のほか、交流施設又はその敷地において、物品の販売、金品の寄附又は募集等の行為をさせないこと。

(入場者の遵守事項)

第13条 入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 交流施設の清潔を保つこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- (4) 指定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 前各号のほか交流施設の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、交流施設への入館を拒否し、又は退去を命ずることがある。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) その他施設の管理上支障があると認めた者

(損傷等の届出)

第15条 使用者は、建物、附属設備及び備品類を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに交流施設損傷等届（様式第8号）により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(職員の立入り)

第16条 使用者は、管理上の必要による職員の立入りを拒んではならない。

(使用後の点検)

第17条 使用者は、交流施設の使用を終了したときは、直ちに交流施設の職員にその旨を申し出て、点検を受けるものとする。

(委任)

第18条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の日の前日までに、青森市交流施設条例施行規則（平成17年青森市規則第95号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年規程第26号）  
 (施行期日)  
 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）  
**講堂又は交流ホール**

区分	品名	単位	利用区分	使用料（円）
舞台関係	山台	1台	1回	1,080
	ステージ	1台	1回	1,080
照明関係	スポットライト	1台	1回	530
音響関係	サイドスピーカー	1式	1回	1,080
	ステージスピーカー	1式	1回	1,080
	ハネ返りスピーカー	1式	1回	530
	メインスピーカー	1台	1回	1,080
	ステージスピーカー	1台	1回	530
	音響装置（音響調整卓、モニタースピーカー等）	1式	1回	2,170
	音響調整用ワゴン	1台	1回	2,170
その他	展示パネル（ポール含む。）	1台	1回	110
ピアノ		1台	1回	4,340

**講堂**

区分	品名	単位	利用区分	使用料（円）
舞台関係	花台	1台	1回	1,080
	演台	1台	1回	1,080
	スタンド	1台	1回	110
照明関係	サスペンションフライダクト	1列	1回	1,080
	アッパー ホリゾントライト	1列	1回	1,080
	フットライト	1列	1回	530
	ロア ホリゾントライト	1列	1回	530
	フロントサイドスポット	1式	1回	530

	シーリングスポットライト	1列	1回	530
	センターピンスポット	1台	1回	530
	スポットライト	1列	1回	530